

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(「特定販売業者以外の者」の意義)</p> <p>第17条 法第11条第2項《税率》に規定する税率が適用される「特定販売業者以外の者」とは、自ら輸入した製造たばこの販売を業として行うため、たばこ事業法第11条第1項《製造たばこの特定販売業の登録》に規定する<u>財務大臣</u>の登録を受けた者以外の者をいうのであるが、具体的には、海外旅行者、業務用消費者、輸入の許可を受けないで製造たばこを輸入する者などがこれに該当する。</p>	<p>(「特定販売業者以外の者」の意義)</p> <p>第17条 法第11条第2項《税率》に規定する税率が適用される「特定販売業者以外の者」とは、自ら輸入した製造たばこの販売を業として行うため、たばこ事業法第11条第1項《製造たばこの特定販売業の登録》に規定する<u>大蔵大臣</u>の登録を受けた者以外の者をいうのであるが、具体的には、海外旅行者、業務用消費者、輸入の許可を受けないで製造たばこを輸入する者などがこれに該当する。</p>